尾瀬ニュース7

1972年6月15日発行

尾瀬の自然を守る会

尾瀬の自然保護（3）

金田　平

前回は利用計画をとりあげ、うちリクリエーション利用については、問題点の列記をしておいた。今回はそのうちの利用者の問題を更に整理してみたい。

尾瀬の場合、リクリエーションとしての利用は、登山より観光であろう。そもそも「観光」は、「景観を賞でる」ものであるが、世間一般には行楽と混同し、特に所謂「旅の恥はかき捨て」のセンスが働き、全くどうしようもない形が出て来る。その為、観光客という語のひびきは、本来の観光を全く離れ、「始末の悪い奴」という印象すら持たれている。勿論、所謂観光業者との関連―悪循環になつている― の上でのことであり、業者のもつ問題については、利用施設の所で改めて整理してみたい。

所謂、観光客のもたらす問題は

1. ゴミ　2. 騒音―オートバイ、ラジオ……etc.　3. 自然物採取、持ち去り

4. 公共物破損、らくがき―道標、ベンチ、トイレ　5. その他　無法、いやがらせ、不純一般、などがあげられよう。尾瀬が"美しい自然"を看板とし、神格化されたような印象を世間一般に与えていることが、観光客に自制を与えるのか、他の観光地に較べこうした問題は少い方であると云える。広々として遠くから見通せる地形も反モラル的行動をさせにくくしている点も上げられよう。

以下、各項について考えてみよう。

1. ゴミ　野外施設でのゴミ処理は(イ)焼却―紙、ビニールなど、(ロ)埋没―残飯など有機物(ハ)搬出―くさらないもの―ビン、カン。に分けて行うのが通例である。然し、前述したように、自然のしくみのデリケートな尾瀬においては、(イ)、(ロ)共に園地内に於いて行うことは許されない。すべて公園園外に運び出されるべきである。ビン、カンの搬出についてはどこの観光地でも重大な問題であり、なやみであり、飲料会社にも回収の責任をもたせる必要があろう。とにかく、各自が持ち帰るのが最も確実であり、簡単であり、かつそれは当然なのだという習慣の確立が必要である。これはマッチの軸木、煙草の吸殻にまで及ばなければならない。吸殻放棄のすさ

まじさは駅ホームなどで周知の通りである。もともと持ち込んだ時点より軽くなつた筈のゴミを持ち出せぬ理由はなく、これはたゞ習慣の問題にすぎない。弁当がらは捨てるものだという習慣は、この過密の倫理から ― 資源的見地から及び公害防止的見地から使いすてをやめようという考え ― 既に許されるものではなく、折詰普及以前の重箱に弁当をつめて行楽に出かけた昔にまでさかのぼるべきなのである。この考え方からすれば、園地内にゴミ箱を設置することは、ゴミ持ち帰りの否定に通ずることである。従つて園地内のゴミ箱はすべて撤収し、ゴミ箱は交通機関のある搬出体制のとゝのつた所で始めて設置が許されるものであろう。ゴミ持ち帰り習慣の確立までは、場合によつては、ゴミ投棄に対して罰則をもうけることも必要かもしれない。

. 騒　音　　さすがに他の観光地での問題となる、オートバイやらモーターボートの騒音はなくラジオ位であろう。本来の観光の為には、たゞ見るだけでなく、感覚のすべてを動員して自然を探るべきであり、風の音、氷の音、トリの声、虫の声に耳を傾ける姿勢がほしい。然し「ながら族」など騒音に慣らされた習慣が、静かな所に不安を感じさせるのだと解釈する人もあるが、携帯ラジオの普及がこれを助長している。ラジオを鳴らして歩くのをよそうと呼びかけ、騒音防止の罰則を考えということもさることながら、積極的に自然の音に耳を傾けることの魅力を教育することが必要であろう。自然解説版の一つのポイントとすべきだし、レンジャーの大切な業務の一つであろう。同時に、自分の楽しみの為に、他人の迷惑を考えないこと ― 静かに歩きたい人にとつてそばでラジオを聞かされるのは全くたまらないことだ ― は反モラルであることの忠告も必要である。

. 自然物採取　　日本人の自然、そしてそれにもとずくこれまでの自然趣味の形、更には農耕民族として家族中心であつた社会様態が原因する公意識の欠除により、自然物採取に対しての罪悪感がない。自然の厳しかつた西欧に於いては自然に対決して人間の生活が立てられた故に、かえつて早くから自然保護の意識が高まつたのに対し、我国では高温多湿故に自然が豊かであり、為にそうした自然に対する甘えは極めて根強い。土に帰る、水に流す、物の考え方を生み、少々の自然物採取は自然破壊に通ぜず、自然趣味も、摘草、潮干狩、ホタル狩、紅葉狩、茸狩りといつた自然物採取を前提としてきた。又、遊牧は集落を単位とし早くから公意識を発達させたのに対し、農耕は土地に固定し家族単位でまとまり、物の考え方も家族中心であつた。自然保護の基礎としては自然は皆のものであり個人の所有とすべきでないという考え方が必要なのである。こうした背景の中で”自然のしくみ”の理解 ― 生態系概念の知識から採集の否定を理解させることが、これからの教育の中で強調されることと、自然を皆のものとして私物化することを否定することを特に幼少期に植けることが強調されねばならぬ。たゞ自然採取に対して罪悪感のない乃至はうすい大人に対しては、罰則をたてに、厳しくおさえるしかあるまい。

. 公共物破壊　　公意識の欠如は前項分析の通り。せいぜいこれからの教育の中で強調すべきだし、成人に対しては厳しい罰則で制約する方法にたよらざるを得ない。

. 無法行為等々　　解放感による種々の行為は、社会人としての責任の強調しかない。教育と罰則によることは前項等と同断。

さて最後にオーバーユース対策の一つとして、観光客の姿勢で対処できる部分を取り上げてお

きたい。尾瀬において最も過密となるのは水芭蕉シーズンと紅葉シーズンである。確かにこの両方共、尾瀬の最も美しい季節であろう。然し、他の季節もまた別の顔をしたすばらしい尾瀬が楽しめるのである。そして水芭蕉や紅葉を楽しむなら尾瀬以外にすばらしい所が — 少くとも押し合いへしあいして見るそれより、ひつそりと静かに楽しめる場所が — たくさんあるのだ。観光プランを他人まかせとし、コマーシヤリズムに振り回されるのではなく、自分の眼で美しさを探し出すことが、必要なのだ。楽しみ方の自立、おしきせ旅行への反省を求めたいのだ。

シーズンを外そう!!

尾瀬に入るハイカーの大半は次の３つの季節に集中します。

１）５月末～６月中旬の水芭蕉の時

２）７月末の日光キスゲの時、そして

３）１０月上旬の紅葉の時

尾瀬と言われれば水芭蕉や日光キスゲをすぐ思い出しますが、これらは何も尾瀬だけにある植物ではありません。これらのシーズンを外せば、静かな尾瀬を充分に楽しむことができます。山小屋の待遇も良くなるでしよう。そして新緑に満ちた林や湿原を、黄色く色づいた湿原を、うつすらと積つた新雪を、十分楽しめる事と思います。ひよつとしたら小さな動物と話が出来るかもしれません。尾瀬の良さはこんな所にあるのかもしれません。会員の皆さん、尾瀬の良さを再認識しませんか、素晴らしい何かを自分で見つけませんか、きつと良い思い出になることでしよう。

経過報告

故平野長靖氏の埋葬式は去る７月２３日、尾瀬沼畔長蔵小屋にて行われました。当日は小雨降る中を多数参列なさいましたが当会からも代表はじめ１０名程参列し、会場の整備や葬列の手伝いを致しました。平野長英氏からも「長靖に代り私達も尾瀬を守つて行きたい」と挨拶があり、我々も前にも増して大きな力で尾瀬を守つて行かねばならぬと痛感しました。尚当日、尾瀬沼畔に国立公園協会と共に、ゴミ持帰り運動のアッピールを行いました。

８月５日払暁、沼田駅前でポリ袋配布、ハイカーに訴え、明けて快晴の下、老若１０名追悼墓参、親しく盛土整備など手伝い乍ら、永遠の眠り安らかなれと祈り、後に続く者達を守護されん事をと願いました。翌６日原一周、終バス時間の関係で予定変更、長沢急坂を掃除帰行。

総会のお知らせ

尾瀬の自然を守る会も発足以来、１周年目を迎えました。遅ればせ乍らこれからの活動の方向や組織の問題などを含めて、会の立直しについて考えていかねばならないと思います。つきましては下記の要領で第４回総会を行います。多数の御参加をお願い致します。

日　時　　８月３０日（水）　１７３０～２０３０

場　所　　渋谷区代々木区民会館　　電３７０－７７４１

内　容　　(1) 会組織について　　(2) 役員について　　(3) 当面の事業について

これらの議題について若干の説明を加えてみますと

(1) 会組織については、これからの会の活動を持続させるためには現在の様な組織ではなく確固とした組織を確立することが必要で、そのためまず簡単な会則を設定することが望ましいと考えます。

会則の内容として

① 目的‥‥尾瀬を中心として自然を守るための活動をする。

② 事業‥‥○尾瀬（尾瀬以外の地も含む）の自然保護活動
○そのための研究調査　○その啓発、宣伝　○て
○他団体との連係　○その他

③ 会員

④ 役員‥‥会長、幹事長、幹事及び評議員等の設置を考えています。

⑤ 会費‥‥当面の活動（下記）を行っていくために年間８００円（１口）程度の会費であれば行えると考えますが。

⑥ 支部‥‥支部が徐々に出来ておりますが、会全体としてどのような立場に置くかが問題です。

(2) 役員の人事について

以上の様な会則に基づいて会活動を行う適当な役員の人選も問題の一つです。

現在の事務局でも色々と人選をしておりますが、会長には文化人等を、評議員には各分野の専門家等を考えていますが、会員諸氏の中で、この人が適当であるとお考えの方がおられましたら、自選、他選は問わず推選して下さい。

(3) 当面の事業について

A．対行政活動　（施設々備に関する運動）
○車道　1. 一の瀬～岩清水間の車道の遊歩道化（復元）
2. その他の入山口の車乗入れ規制問題
○木道整備促進
○ゴミ（登山者、山小屋）及びし尿処理の問題

B．対策利用者活動
○ゴミ持帰り運動の徹底
○自然保護思想の啓発
○尾瀬のとらえ方の啓発
○利用の分散

代々木区民会館

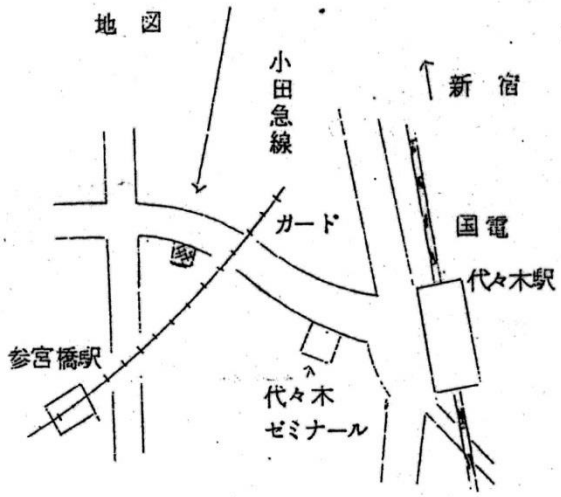

以上の様な内容で行います。当日御意見はお伺い致しますが、とても重要な内容ばかりですので是非多くの方からの御意見をお待ちして居ります。

一周年記念号御案内

残暑の折柄、一周年記念号、特別編集に御尽力いただきました先輩諸氏に厚く感謝致します。おかげ様で、ニュース６号で御案内ずみの復元意見報告書と共に一周年記念会場で皆様をお待ち申し上げられる模様です。

編集発行　尾瀬の自然を守る会
東京都港区三田１－11－45－108
（東京連絡所）　太田気付
TEL　03（451）3588

以上４頁